

1 対象事業	2 事業内容	3 交付対象経費	4 事業主体	5 交付率	6 重要な変更
	(2)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ①有害捕獲 ア 有害捕獲 イ 捕獲個体の埋設・運搬 ウ 捕獲個体の施設での焼却等処分 エ 現地確認に係る事務		実施要領（別記3）の第1の3に定める協議会及びその構成員である市町村	定額 ただし、事業内容欄の①のアを実施する場合の上限単価については、別表2に定めるところによるものとする。	
	(3)ジビエ利用拡大加速化支援事業 ①鳥獣被害防止総合支援事業 ア ICT等新技術の活用 イ 誘導捕獲柵わな導入 ウ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 エ ICTの活用による情報管理の効率化 オ 処理加工施設の人材育成	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費(注)	実施要領（別記6）の第1の1の(3)に定める協議会	定額、1/2以内 ただし、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。 (1) ICT等新技術の活用における限度額は、実施隊が行う場合、一市町村当たり2,000千円以内とする。 (2)誘導捕獲柵わな導入の上限単価（消費税を除く。）は、1㎡あたり38千円とする。 (3)ジビエ等の拡大利用に向けた地域の取組における限度額は、一市町村当たり3,000千円以内とする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費の限度額は、一施設当たり350千円以内とする。 (4) ICTの活用による情報管理の効率化における限度額は、一市町村当たり3,500千円以内とする。 (5)処理加工施設の人材育成における限度額は、一処理加工施設当たり1,920千円以内（一ヶ月の上限160千円）とする。	

注 仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。